

長野県林務部建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事試行要領

（目的）

第1条 この要領は、公共工事の品質を確保するために、優れた技能及び経験を有する技能者を将来にわたって確保・育成することが不可欠であることから、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の活用を促し、技能者の処遇改善及び中長期的な技能者の確保・育成に配慮することが求められていることを踏まえ、長野県林務部が発注する工事において、CCUS活用工事を試行的に実施するに当たり必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要領における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) CCUS 運営主体として（一財）建設業振興基金が行う技能者の資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積するシステム
- (2) 技能者 元請事業者及び下請事業者の現場従事者（一人親方を含む。）
- (3) CCUS技能者 技能者のうち、CCUS に本人情報を登録し、就業履歴情報を蓄積する利用者
- (4) カードリーダー CCUS技能者の就業履歴情報の登録に対応した端末であって、現場に設置するもの
- (5) 現場利用料 CCUS技能者の就業履歴情報の登録（カードタッチ）ごとに発生する料金

（対象工事）

第3条 長野県林務部が発注する建設工事、又は発注済みの建設工事（森林整備を除く。）のうち、受発注者間協議により、この行要領に基づきCCUSを活用することに合意したものを対象とする。ただし、次の工事（第1号に掲げる工事については、当該活用が査定で認められたものを除く。）を除く。

- (1) 災害復旧など緊急性を要する工事
- (2) 工期が著しく短い工事
- (3) その他の事由により、発注者がCCUSを活用できないと判断する工事

（受発注者協議）

第4条 CCUS活用工事は、契約締結後、受注者の希望によりCCUSを活用する受注者希望型とする。

- 2 発注者は、工事の発注に当たり、特別仕様書にCCUSの活用に関する事項を記載する。
- 3 受注者は、契約の締結後、CCUS活用の希望の有無を工事打合せ簿により発注者と協議するものとする。

（実施内容）

第5条 CCUS活用工事としての実施項目及び基準は、次のとおりとする。

実施項目	基準
事業者情報登録	元請事業者及び下請事業者（CCUS 技能者が所属する事業者）の事業者の登録（蓄積）
現場・契約情報登録	当該工事の現場情報・契約情報・工事情報の登録
技能者情報登録	1名以上の技能者の登録
就業履歴情報登録	カードリーダーによる、CCUS 技能者の就業履歴情報の30人日分（30回カードタッチ）以上の登録

- 2 受注者は、CCUS の活用に当たっては、（一財）建設業振興基金が作成する「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル」等に基づき、適正に実施するものとする。

（実施状況の確認）

第6条 受注者は、工事完成時に、前条第1項の表に掲げる実施項目について、それぞれ次の書類を発注者に提出し、確認を受けるものとする。

実施項目	確認（提出）書類の例
事業者情報登録	登録完了メール（写し）就業履歴一覧表
現場・契約情報登録	現場利用料の請求書（写し）
技能者情報登録	登録完了メール（写し）就業履歴一覧表
就業履歴情報登録	カードリーダー等の現場設置状況写真、就業履歴一覧表

（CCUS活用に係る費用）

第7条 発注者は、CCUS活用のための次に掲げる費用については、受注者から支出実績を証する資料が提出され、契約金額の変更の求めがあった場合には、支出実績に応じた金額を現場管理費として積上げ計上し、変更契約を行うものとする。ただし、第5条第1項の表に掲げる基準を全て満たした場合に限る。

（1）カードリーダー等購入費用

カードリーダー等（認定API連携顔認証カメラ、顔認証型のリーダー等を含む。）の購入費用（新規購入又は追加購入の場合に限り、リースの場合の費用を除く。）。ただし、現場での使用実績及び当該購入を証する領収書等が確認できるものに限る。

入構管理機器の OS	計上費用の上限	台数
Windows	10,000 円/台(税抜)	当該工事現場に設置する数 (1工事あたり2台を上限)
iOS	30,000 円/台(税抜)	

（2）現場利用料

当該現場に係る現場利用料の明細が確認できるものに限る。ただし、現場でのカードタッチを忘れた場合の事後補正については、（一財）建設業振興基金による請求に含まれる範囲に限り対象とする。

- 2 前項各号の費用は、一般管理費等率の対象外とする。

（その他）

第8条 この要領に定めのない事項については、受発注者の協議により定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和5年8月1日から適用する。
- 2 発注済み工事で令和5年8月1日以降も施工中であるもの（以下「発注済み工事」という。）については、発注者は受注者に対して対象工事であることを通知し、受注者はCCUS活用の希望の有無を工事打合せ簿により発注者と協議するものとする。
- 3 発注済み工事について、第5条第1項の表の事業者情報登録及び技能者情報登録が完了している場合は、それぞれ同表の基準を満たしているものとする。